慶應義塾大学学術情報リポジトリ

Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	産業化以降の日本社会に見るNPOの存在理由
Sub Title	A raison d'être of NPO in Japan : from the historical view after the industrialization
Author	澤村,明
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1999
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of
	economics). Vol.91, No.4 (1999. 1) ,p.680(126)- 698(144)
JaLC DOI	10.14991/001.19990101-0126
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234 610-19990101-0126

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

産業化以降の日本社会に見る NPO の存在理由

澤村明

はじめに

阪神淡路大震災によるボランティアや非営利組織の活躍を機に、日本でも「NPO」という言葉が認知され、近年、日本においても NPO についての議論が盛んに行われるようになった。そのような背景から関連法も数度の国会を経たうえで整備された。

民間非営利組織がなぜ存在するのかということについては、アメリカでの経済学研究をもとに、「市場の失敗」によるとする説と、「政府の失敗」によるとする説とが通説となっている。「市場の失敗」説は情報の非対称性、契約の失敗により、非営利組織は営利組織よりも信頼できるもの、として民間非営利組織の存在を位置づける。それに対し、「政府の失敗」説は、政府による財やサービスの供給では充分ではないハイデマンダーへの供給のために民間非営利組織が存在する、としている。

しかし政府と市場の分担関係、それらと家計部門との関り方などは、それぞれの国や地方の歴史や文化と言った広義の「制度」と密接に関っている。日本で近年注目されるようになった民間非営利組織や市民公益活動は、必ずしも「政府の失敗か市場の失敗か」という議論では説明しきれないものがあるのではないだろうか。

本論では、近年国内で NPO が担うことを期待されている財やサービスの供給を、産業化以降の日本社会の中ではどのような形で供給されていたのかを概括しながら、日本の NPO の存在理由について考察を試みる。

⁽¹⁾ James & Rose-Ackerman (1986), 山内 (1997) など参照。

⁽²⁾ ここで言う「家計部門」とは、行為主体として政府でも企業でもない、という程度のラフな定義であるが(参照、上野(1990)pp.63ff)、後段で論じるように、個別の経済主体としての単位家計を包含する「コミュニティ」に近い。

1. 定義の問題

「NPO」とは言うまでもなく、Non-Profit Organizasion の略であり、そのまま解すれば、かなり広義にさまざまな組織・団体を包括する呼称といえよう。

アメリカでの定義は明確で、制度的に非営利な(利潤分配を行えない)法人組織である。特にアメリカの内国歳入法(the Internal Revenue Code)第501条(c)の3項の対象である「501(c)3団体」を指すことが多い。この団体は、社会的に有益なサービス提供を行っているなどの要件を満たしていることで、寄付者側が税控除を受けられる寄付金を受領でき、かつ自らも税制優遇が受けられる。すなわちアメリカでのNPOとは、一言で言えば「アメリカの法人税制度に包括的に位置づけられる民間非営利法人」である。このNPOが活動している分野を、政府セクター、営利企業セクターに対峙する「第3のセクター」と呼ぶことも多い。そこでは、公益的活動を非営利で行う民間セクター=民間非営利セクターと、その構成員たる組織=NPOという位置づけになる。

ところがこの定義において、NPOの実態としての存在と制度上の組織分類とがほぼ一致していることは、アメリカの独自の法制度事情による部分が大きい。ヨーロッパ諸国には、アメリカ式の「法人制度に包括的に位置づけられる民間非営利法人」は存在しない。たとえばフランスでは、協同組合や共済組合まで含んで社会的経済セクターと呼ぶなど、それぞれ歴史的に成立してきた様々な法人形態とセクターが存在し、公益活動を担っている。国によって制度が異なることから、非営利セクターの国際比較を行った Salomon & Anheier(1994)においても、「概念の混乱」と題する一節で国によって多様な概念を踏まえたうえで、調査方法についての定義を行っている。

日本には明治時代から、公益活動を行い税制優遇を受ける部門として、民法34条などに定義される公益法人制度があり、あまたの公益法人が存在し活動している。しかし最近の日本語として「NPO」と言うときに、それら公益法人をNPOと呼ぶことはないし、現在NPOと自称して活動している団体の多くも、公益法人として認可されることを目指していない。そこには、公益法人になるのに、多大な自己資本が要求され、市民活動から法人化するのが困難であること、政府の監督

⁽³⁾ Salomon は共通定義として、以下の7要因を定義している。Salomon & Anheier (1994) pp.21-23。

[・]実体的組織であること

[・]民間であること(政府出資を受けてもよいが、コントロールされていないこと)

[・]利益配分を行わないこと

[・]自己統治

[・]自発的

[・]非宗教的

[·]非政治的

を受け、既存の公益法人の多くが政府の天下りの受け皿となっており、政府セクターからの独立性が低いこと、といった理由がある。しかしながら、本来の趣旨通りに非営利・公益活動を行っている公益法人も多い。

逆に、現行法人制度の制限から、営利企業の形態を纏いながら、実際には利潤分配を行わず公益活動を行っている組織も少なくないが、それらも NPO と呼ばないことが多い。また協同組合活動も、制度趣旨上は組合員の出資によって作られ配当を受けられるという点では営利性のある組織であるが、現在 NPO として活動している組織と同等な社会に開いた公益活動を行い、事実上は営利を目的としていない面もある。Salomon & Anheier (1994) の12カ国調査において日本の非営利セクターとしては、学校法人などの公益法人を明確に含む一方で生活協同組合などは含んでいない。しかし前者を NPO と呼び後者を呼ばない理由は法人制度分類上の区分であって、活動の公益性で区別されているのではない。さらにアメリカの「第3のセクター」という呼称は、日本では役所の子会社を「第3セクター」と呼んでいるために誤解を招くことから、NPO に対する呼称としては使われていない。

このように Salomon & Anheier (1994) の12カ国調査やアメリカ式の NPO 定義では日本の非営利公益活動の実態とはそぐわない面も大きい。一方、日本の市民公益活動に関する調査研究の嚆矢とも言える総合研究開発機構 (1994) では、現行の各種非営利法人と税制との関係について、図1のように示している。ここで見られるように、既に存在し、活動している日本の民間非営利セクターを、現行の法人制度の中で一つの部門として定義することは困難であり、事実上、政府セクターのアウトリーチから営利企業の一部までを含んでいる。

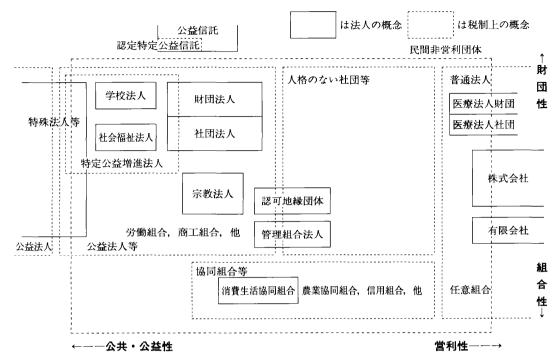
「NPO法」と通称されている特定非営利活動促進法によって新たに法人格を得るのは,図1で言う「人格のない社団等」のうち法人化を望む公益活動組織となる。この領域について,法制定に先立つ政府系の NPO 調査研究の多くは,「市民公益団体」という名称を付しており,NPO法も法案段階では「市民活動」と呼んでいたのだが,これらの名称で定義される部門が非営利セクターを包括するのではない。一方,「非営利」という言葉も日本では,収益禁止的なイメージでとらえられがちである。山田(1993)も指摘するように,ボランティア活動の「無償」との混同から,収益そのものを不可とするかのような誤解を招きやすい。

セクターを包括する用語として、今後とも NPO という略語を使い続けるのか、「非営利」という言葉に対する収益禁止的な誤解があっても、NPO 法の「特定非営利活動法人」などを使うのか、新たな用語をひねり出すのか、当分は用語の混乱が続きそうである。

^{(4) 「}市民活動」では行政に批判的なイメージが強い、という声が出たために「特定非営利活動」と置き換えられたらしい。

⁽⁵⁾ 山田 (1993) p.46-47。

図1 日本の法人制度における民間非営利組織



[出典:総合研究開発機構(1994)]

本論では、批判もあるにせよ、総合研究開発機構(1994)の分類をもとに、破線で囲まれる「民間非営利団体」の範囲を「民間非営利セクター」「民間非営利組織」と呼び、それに対し、NPO法の対象となりうる、図1の「人格のない社団」領域に属する組織を「NPO」と呼ぶ。もとより多分にトートロジーに陥っているが、NPOという言葉自体も人口に膾炙していることから、便宜的に以下では使い分ける。

2. 「公益」の問題性

前節では非営利性と公益性とを議論上、峻別していない。このことは、日本の民間非営利セクターを論じるときの特徴とも言える。法人制度上、非営利であるかどうか、公益であるかどうかを考えれば、四つの組み合わせが存在する。

非営利・公益 非営利・非公益 営利・公益 営利・非公益

⁽⁶⁾ 総合研究開発機構(1994)への批判については、参照、細田(1996)。

ただし経済学的には、営利組織であれば理論上は企業と認識すれば良く、その企業が公益であるか 非公益であるかは、あまり意味がないだろうし、公益企業と非公益企業の区別も困難である。問題 は非営利組織には公益目的の組織と非公益なものとがある、ということになる。

日本の民法では「非営利法人」としてではなく「公益法人」として設立を認めているものの,非営利・非公益の組織,いわゆる中間団体は法人格を取得できない。跡田(1993)や今田(1993)が批判するように,この制度的不備から非営利・非公益組織を民法34条の「公益法人」と認めてきた経緯がある。たとえば同窓会や業界福利団体,はてはゴルフ場などまで公益法人として許可されてい(7)る。

こうした中間団体をも「公益法人」と主務官庁の判断で許可してきたことが、日本の民間非営利セクターの足枷ともなり、また London(1990)のように日本の公益法人制度の曖昧さの指摘にもつながるだろう。しかしながら制度的問題以前に、同窓会や業界団体などが「公益」目的であると認められることは、林(1997)も指摘しているように、「公」という概念の定義の問題が存在しているからである。山内(1997)のように「公共的、社会的な目的を持って活動する公共奉仕型NPO だけでなく……会員に対するサービスに限定した会員奉仕型NPOも少なくない」と広く定義することも可能であるが、日本のNPOに関しては「公益」に拘泥する議論では以下でも論じるように視野が狭くなる危険性が高い。

なぜなら「公益」という概念自体が、それぞれの国家、制度あるいは文化によって異なっている可能性があり、少なくとも日本では欧米型の「public (公)」「private (私)」が当てはまるのか疑問の余地があるからである。

⁽⁷⁾ ただし、同窓会などの「共益」団体は1972年の「公益法人設立許可審査基準等に関する申し合わせ」によって許可されなくなった。具体的に:

[・]同窓会、同好会等構成員相互の親睦、連絡、意見交換等を主な目的とするもの

[・]特定団体の構成員または特定職域の者のみを対象とする福利厚生,相互救済等を主たる目的と するもの

[・]後援会等特定個人の精神的、経済的支援を目的とするもの

これら3要件に該当する団体は上記申し合わせ以降,認可されないこととなったのであるが,逆に1972年以前には認可されていたということである。

一方で「公益」について、内閣総理大臣官房管理室監修(1984)では、以下のように定義している。

[「]公益」とは、積極的に不特定多数の者の利益を実現するものでなければならない。……

[「]不特定多数」とは、法人の事業の対象となる範囲や人数が、例えば一つの市程度以上は必要であろう。したがって、一つの町村民を対象とする法人……の新設は適当といえず……(同書 p.1-2)

ただし、同書の最新版、内閣総理大臣官房管理室監修(1996)では、この解釈は削除されている。 大社 充の教示による。

⁽⁸⁾ 山内(1997) p.3。

3. 日本の「公」と「私」

日本における「公」と「私」については、田原(1988)の論説がある。田原は、古代の「オホヤケ」という言葉が「大きなイエ」を指すことから始め、明治以前の日本の公私は重層構造であったとする。例えば藩というのが藩内においては公でありながら、インター藩的な世界である幕府の中では私になる。たとえば、イエの中ではイエは公、しかしムラではムラが公となって各イエは私、そのムラもクニではクニが公で各ムラは私になっていく、ということになる。また重層的なそれぞれのコミュニティにおいて、そのコミュニティの集団的意志を表明するものとしての代表者も「公」であったという。

田原は明治以降の日本社会での議論を行っていないが、このような公私の意識は明治以降も、今に至るまでひきずっていることは感覚的に理解できるであろう。たとえば教育勅語に記されている「公益」が「天皇のため」「国家のため」であることも、大日本帝国という国民国家コミュニティとその代表者である天皇が「公」であることを意味しよう。

そのような公私関係が会社などの法人にもイエの論理として見られることであるのは、三戸 (1294) などの論説にも見られる。したがって、日本においては企業なり地域なり、あるいは国家といった何らかのコミュニティが存在すれば、そのコミュニティが「公」となるのであり、そのコミュニティの益であれば「公益」と扱われることに疑問はない。ところが、そのコミュニティを包括する上位コミュニティから見れば、その公益が私益と化す可能性がある。

⁽⁹⁾ public 概念の説明として、たとえば Arendt (1958) は public とは古代ギリシャ市民のポリス政治などの共同生活への参加の権利であり、private とは奴隷などの、そういう共同生活へ参加できない権利剝奪(deprived)された状態としている。また Habermas (1990) は、市民社会のサロンなどの知識人のコミュニケーション空間、公開議論空間が public であり、そこから出版(publish)されるという考えを示している。Arendt (1958) pp.43ff。Habermas (1990) p.46ff。

それらの public・private という概念が「公」「私」という日本語と一致するのかが疑問であって、福沢諭吉が1860年に上梓した『増訂華英通話』では「公」の訳語として public を当て「オモテムキ」と説明し「私」には secret を当て「ナイシャウ」と説明している。なお、本書には private の訳語は見られない。本書は福沢が咸臨丸で渡米したときに入手した清国人子卿の著した『華英通語』にカタカナで日本訳と発音を書き加えたものである。したがって、公・私に public・secret が対応するのは当時の中国でも同じであったことになる。参照、林(1997)p.15。慶應義塾(1983),p.70。

⁽¹⁰⁾ 有名な論説としては、網野 (1987, 1996) の唱えた封建的主従関係の「イエ」とは「無縁」としての「公界」のアジール的性格というのがある。しかし網野自身も、この構造は江戸時代には衰えたとしているため、ここでは採らない。

⁽¹¹⁾ 林 (1997) p.13。教育勅語では「進テ公益ヲ広メ……一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壌無窮ノ皇運ヲ扶翼スベシ」とあり、「進んで公益を広め」る目的は「天壌無窮の皇運を扶翼」することとなっている。

なお、明治政府を国民国家と見るかは議論の分れるところである。参照、坂野(1993) p.4。

4. NPO 以前の供給者

一方、NPOが供給することを期待されている、福祉分野や地域環境といった分野の財やサービスの少なくない部分は、近年需要が発生したのではない。古くから存在していたのであり、その財・サービスの多くは NPO 出現以前には、政府によって供給されていたのでもなければ、企業など市場で取り引きされていたのでもない。もちろん、福祉国家化によって政府供給に委ねられたり、また部分的に市場が存在した分野もあった。しかし、基本的には家庭内や地域での非市場的取引に委ねられていた部分が多かったことも、また認められるであろう。たとえば高齢者福祉のように、老人ホームなどの政府部門による供給や市場での取引も存在するが、いまだ個々の家庭内での介護が基本的な態様とする風潮が強いサービスもある。地域環境といった分野であっても、たとえば里山のような自然の維持は、入会地としてその地域で担われていた部分は小さくないし、都市部・村落の街角清掃などは町内会や家庭が行っている。むしろ、市場取引でもなく政府供給でもない、家計部門の中で非市場的に生産され需要された部分のほうが多いとも考えられる。政府がレバイアサン化した理由の一部としては、「経済発展により衰退した伝統社会の大家族制度、地域共同体などの生活基盤の肩代わり」が挙げられる。裏返せばかつて大家族や地域共同体が生活基盤として存在しており、今日 NPO が担おうとしている財・サービスは、それらのコミュニティ内で供給されていたということである。

いわば、血縁・地縁といったコミュニティの中で非市場的取引が行われていた時代があったと位置づけられ、それは Illich の「ヴァナキュラー」な世界であったと言えよう。さらに、産業化によって、Illich の提唱する「影の経済(シャドウ・エコノミー)」の派生により家庭内に埋め込まれた主婦労働などのシャドウ・ワークも、家計部門内で処理されていたことになる。シャドウ・エコノミーを貨幣換算するシャドウ・プライスと、産業化以降も家計部門で供給されるヴァナキュラーな財サービスのコストとを合わせ、以下ではシャドウ・コストと呼ぶ。

^{(12) 「}家は血縁集団ではなく生活集団=経済集団であり、経営と家計の合体物としての共同体であると 把握したとき、家の歴史的位相を確かめることができるとともに、家の経営原則の体形としての家 の論理をつかみ出すことが可能となる」「家共同体は近隣共同体によって補完される。その典型は密 集して定住している家共同体の集団である村落共同体である。そこにおいては、家共同体は相互扶 助者であり、窮境援助者である。近隣性は、そこにおいて冷静で非情動的であり、主に経済倫理的 な意味における友愛性、兄弟性の担い手としての家共同体の性格となる」三戸(1994)。

⁽¹³⁾ 宮島 (1997)。

5. 家計部門における組織としてのコミュニティ

ムラあるいは地縁コミュニティで非市場的取引が行われていた世界では、個々の家族・個人といったプレーヤー間で個々に Polanyi 的な互酬、再配分、家政といった生産と分配がなされていたのだろうか。市場における企業のように意図して組織された集団ではないにせよ、ムラなどのコミュニティは緩やかながら組織的形態であり、組織的な財・サービス分配形態が存在したと考えられる。個人個人あるいは個々の家族単位で生活するよりもムラという集団のほうが、財の交換だけでなく、生活保障、外敵対策、労働力確保などに関する取引費用を節約できる。その意味では Coase 的組織論が援用でき、ムラなどの地縁コミュニティやイエといった血縁コミュニティを、家計部門における組織として位置づけることが可能である。家計部門における非市場的取引のための組織として、ムラなどの地縁、イエなどの血縁コミュニティが存在していたとしよう。

産業化以降、ムラやイエは解体していく。言わば家計部門の縮退である。その過程において、従来家計部門の中で行われていた非市場的取引の様態も変化せざるをえなかったはずである。福祉国家的に政府部門が供給を担うようになった部分もあろうし、企業の進出などで市場に取り込まれた部分もあるだろう。大石&西田(1991)の実証に見られるように、明治以降の地方行政制度の中、自然村を包括した形で行政村が設定され、スムーズではないにせよ次第に行政村が「公」として成立していく。その過程の中で、ムラの「村落共同体」的性格と地方政府的性格とが曖昧になったと考えられるのだが、地方政府的ではなくムラ的であることは、「地方自治体」という名称からも読み取れる。そこには「自ら治める」のではなく、政治的な問題点は存在せず「おのずから治まる」ムラ的性格のコミュニティが想定されている。

⁽¹⁴⁾ ヴァナキュラー,「影の経済」, シャドウ・ワーク, シャドウ・プライスについては, Illich (1981) pp.1-2, 47-8, 65-72, 77-79。

¹⁹⁹⁷年5月に経済企画庁が家計による非市場生産を「無償労働の貨幣評価について」という形で計測を試みている。それによれば、1991年における無償労働の評価額は67~99兆円、GDPの約15~22%とされている。Illichのシャドウ・プライスの計測と言えるが、その妥当性について、女性団体等からの異議も強い。このあたりは、シャドゥ・コストが計測主体によって評価が変わり、「担うべき主体」が問題となるのであろう。

⁽¹⁵⁾ 日本の産業化は幕末、天保年間から始まったとも言われるが [東條 (1993) p.331], 一方、ムラは江戸時代を通じ、生産共同体的性格から次第に行政共同体へと変容しながら崩壊していったという [長谷部弘 (1997)]。一方、村落の生活面では、戦後まで変化しなかった面もあるため、本論では、天保頃から戦後までの期間をかけて「産業化」した、と考えている。

⁽¹⁶⁾ 村落共同体研究については、大塚久雄、中村吉治などの一連の研究があるが、本論では岩本&國 方(1997)を参考とした。

⁽¹⁷⁾ 阿部&新藤 (1997) p.6。

自治体がムラ的性格を引きずっていれば、住民として自治体にムラ的財サービス供給を求めるの は自然な姿勢である。特に戦後、そのことと、福祉国家論思想とが未分離なまま、地方政府が旧来 の家計部門に取って代わった部分が大きかったと考えることができる。たとえば加藤(1994)は戦 後の革新自治体の広がりの基礎として地域社会の生活圏を守る住民運動を指摘し、「ヨーロッパで 社会民主主義政権が主導した福祉国家の機能を、日本では革新自治体が代位し引き受けた(下線、 原文傍点) | とする。これも、自治体のムラ的性格から、家計部門で賄われていた福祉サービスの 引き受け手として自治体が代位したと見なすことができる。しかし,家計部門と政府部門では機能 も組織も異質であり,家計部門で賄われていたことに政府部門が手を出しても上手く機能していな い,それを「政府の失敗」と位置づけることも可能である。また,地方自治体がムラとラップして いることが、ムラの担っていた家計部門の組織性を見失わせることになったとも言えよう。端的な 例として、1950年代から都市部で生じた、共同保育の市民運動がある。これは婦人労働者が出産後 も働きたくても子供を預ける保育所が不足しており,仲間で集まって保母を雇い,児童保育を委ね る運動である。大家族なりムラであるなら、そのコミュニティで解決した問題であり、今なら NPO の出番であったろう。しかし当事者の意識は「自分たちは行政の立ち遅れを暫定的に肩代わ りしているのであり、やがては公立保育園に発展的解消していくべきだ」というものであったとい う。地方自治体が、かつて家計部門の担った機能を代位することを期待されていたのである。

6. コミュニティの変容

やや不用意に「コミュニティ」という概念を使ってきたが、そもそも「コミュニティ」とは何だろうか。コミュニティの定義は人それぞれであり、Hillery は94通りに分類した上で、一部例外を除いた最低限の共通項は「地域性」と「共同性」に求めている。コミュニティ論の古典とも言われる MacIver (1924) は「コミュニティとは、共同生活の相互行為を十分に保証するような共同関心が、その成員によって認められているところの社会的統一体である」という精神的統一体として、成員の一体感情をコミュニティの中心に据えている。MacIver はさらに、アソシエーションと言う概念をコミュニティと区別し「アソシエーションとは、社会的存在がある共同の関心〈利害〉または諸関心を追求するための組織体(あるいは〈組織される〉社会的存在の一団)である」と定義す(21) る。ここでコミュニティの共同関心は一般的なものであって、アソシエーションの共同関心は特殊

⁽¹⁸⁾ 加藤 (1994) p.391。

⁽¹⁹⁾ ただし70年代には保育園を「地域に拓かれた子育てセンターに」という新しい運動の流れが出て くる。参照,後(1989)p.101。

⁽²⁰⁾ Hillery (1955) の表現では、「共通の絆と社会的相互作用の一定領域」である。一部例外とは、 生態学諸関係に関連するコミュニティ定義を指す。

なもので結びつく組織体である。さらにコミュニティとアソシエーションの関係について「アソシエーションは部分的であり、コミュニティは統合的である。一つのアソシエーションの成員は、多くの他の違ったアソシエーションの成員になることが出来る。コミュニティ内には幾多のアソシエーションが存在し得るばかりでなく、敵対的なアソシエーションでさえ存在出来る」としている。

この定義に従ってムラをコミュニティとするなら、その中で特定目的のために組織される結や講がアソシエーションにあたるだろう。家計部門の中で特定の財やサービス供給のために組織されたものがあるとすれば、それはアソシエーションと呼べるということになり、より明確に組織論の対象としうるだろうし、コミュニティに較べて組織の目標である共通関心が特殊なものであることから、より企業などの組織に近づくだろう。以下、そのような家計部門の中で特定の財やサービス供給のために生成される組織を「家計組織」と呼ぶ。

日本の産業化の中で特に戦後、伝統的地縁コミュニティに取って代わったコミュニティ形態の一つが企業であろう。企業は雇用者に賃金を支払うだけでなく、フリンジベネフィットとして社宅や社会保障といった財・サービスをも供給していた。また日本の労働組合が基本的に企業別組合であったことは、企業単位での「カイシャ」コミュニティ形成の一助であったであろう。さらに社内運動会や組合の青年部・婦人部活動といった形態は、ムラのテーマ別の講などのアソシエーションに替わるものとして機能したと言うことができる。しかし奥田(1993)が紹介しているように、「従業員墓地」を作るなどまでして形成した会社コミュニティも高度成長の終焉とともに崩壊している

⁽²¹⁾ MacIver (1924) p.46_o

⁽²²⁾ MacIver (1924) p.47_o

⁽²³⁾ 参照, 越智 (1982), pp.162-3。及び, 結や講について NPO の文脈での議論は, 参照, 金子&松 岡&下河辺他 (1998)。

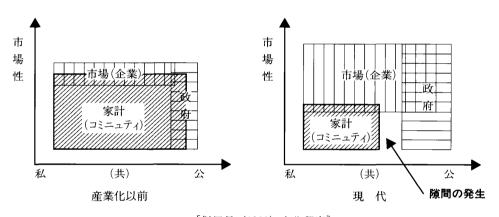
⁽²⁴⁾ もっとも、日本の村落における結や講は、必ずしも村内だけで組織化が完結せず、他村の家も参加していることもあったし、また、たとえば水利では A、B、D、E が結となり、別の講としては A、C、E、という具合に目的によって集まる家は異なっていたという。参照、中村(1977)。

⁽²⁵⁾ 企業とは別に、地縁型コミュニティについての近現代における議論の中で無視できないのは、町内会の存在である。町内会、自治会の起源は中世末期の奈良・京都などの都市にさかのぼることができ、近世を通じてある程度の市民自治機能を果たしていたと考えられている。大坂では幕府役人の人数が少なかったこともあって、町人自治の果たす部分が大きく、公儀には「下にて事済み」と報告するほどであったという。しかし、明治以降は政府の下請け的位置づけと言わざるをえない面が強い。特に総力戦体制時に戦争遂行に協力した面、その下請的位置から GHQ に町会の解散を命じられても温存されて戦後も生き残ったことは、産業化以前に果たしていた自治機能、あるいはムラ的性格から変質したと言えよう。また高度成長期、迷惑施設立地や自然環境破壊に対する地域住民の反対運動に対し、その反対意識を吸い上げるコミュニティの組織として機能せず、自治体側の手先として反対運動と対峙することもあり、家計部門が縮退していく中で家計部門から遊離し、政府部門に包摂されていった部分が大きい。ただ、岩崎(1989)も論じているように、コミュニティとしての町内会には、さまざまな住民運動などの培養器(インキュベーター)としての可能性が含まれていることも事実であろう。参照、岩崎(1989)、宮本(1994)、雨宮(1993)。

し、そもそもそれは企業というリバイアサンの目的遂行のためのコミュニティであって家計部門的取引を期待しても、裏切られる。

模式的に考えるなら、かつては市場・非市場的取引の大部分がコミュニティという家計部門で行われていたものが、次第に市場・政府部門の成長とともに、そちらに取引が包摂され、かたや家計部門の比重が小さくなる、すなわち縮退が起こったということになる。しかし、5節で述べたように自治体が代位しようとしても上手く機能しない部分が生じる。それは会社コミュニティによっても代位されえない部分であろう。すなわち、家計部門が担っていた分野で、市場部門にも政府部門にも包摂されえない「隙間」も存在しているのではないだろうか。隙間であるがゆえに、市場に取り込もうとすれば「市場の失敗」が生じ、政府が手を伸ばせば「政府の失敗」につながるのである(図 2)。隙間を埋めようとすると、それまで家計部門内での非市場的取引に埋没していたシャドウ・コストが顕在化することになる。

図 2 家計部門の縮退概念



[似田貝(1989)より翻案]

家計部門が縮退するにつれ、コミュニティの形態は、血縁型や地縁型から、企業という労働を共通する「カイシャ」コミュニティ、たとえば「知縁」と呼ばれるような共通趣味によるアソシエーション的なコミュニティなどに形態が変容した。血縁や地縁による一般的関心を共有するコミュニティから、企業という労働を共有するコミュニティであったり、生活協同組合という食生活などを共有するコミュニティ、インターネットやパソコン通信で情報を共有されるコミュニティなど、アソシエーションから拡大したコミュニティが多層化した構造へと移っている。

⁽²⁶⁾ 奥田 (1993), p.225-6。

⁽²⁷⁾ 社会学者による指摘の例としては、奥田 (1993) が紹介した、住宅団地で主婦の読書サークルが 核になってコミュニティが形成された事例。奥田 (1993), p.75ff。

日本の都市におけるコミュニティについて一つの契機になったのは、1969年の国民生活審議会コミュニティ問題小委員会報告「コミュニティー生活の場における人間性の回復」と、それを受けて1971年に自治省事務次官通達として出された「コミュニティ(近隣社会)に関する対策要綱」であったようだ。そこではコミュニティとして「生活の場において、市民としての自主性と責任を自覚した個人および家庭を構成主体として、地域性と各種の共通目標をもった、開放的でしかも構成員相互に信頼感のある集団」とし、「従来の古い地域共同体」とは異なるものと明言した、とされて(28)いる。

ここで再びコミュニティの定義にもどる。国民生活審議会が提唱したコミュニティは,選択可能であり,個我を前提とした結合であって,ゲゼルシャフト的性格が見受けられる。便宜上,以下では,自然村のようなゲマインシャフト集団を村落型コミュニティ,上記の「アソシエーション的なコミュニティ」でありゲゼルシャフト的性格を持つ集団を都市型コミュニティ,とし,さらに結や講のように,それぞれのコミュニティ内の組織をアソシエーションと呼ぶ。

7. アソシエーションと NPO

社会が産業化し、成熟して価値観も多様化するにつれ、家計部門内でコミュニティが多層化・多様化し都市型コミュニティとなってきた。しかしそれは縮退する家計部門の中での組織形態、いわば「家計組織」の形態の変化、あるいは人的ネットワークとしての集団形態の変化である。人間間を繋ぐ媒体が地縁や血縁からカイシャといった労働集団や趣味などの「知縁」に、中根(1967)が定義するような伝統的なタテ型組織からヨコ型組織への変化も見られる社会に変わったことにすぎず、なんらかのコミュニティが家計部門に存在していることには変わらない。

また、それぞれのコミュニティ内のアソシエーションも形を変えながら存在しているし、コミュニティの多層化によって、インター・コミュニティ的なアソシエーションも発生しているだろう。
MacIver とは逆に、アソシエーションが先に存在し、その拡大型としての都市型コミュニティも
ある。では NPO とはアソシエーションの現代的形態なのだろうか。

MacIver も永続的なアソシエーションだけでなく、アドホックなアソシエーションも定義して

⁽²⁸⁾ 大森 (1982), p.8。

⁽²⁹⁾ 当然ながら、ゲマインシャフト型コミュニティは大塚久雄の「共同態」、同じくゲゼルシャフト型コミュニティは「共同体」、アソシエーションが「共同組織」に近いのだが、大塚の説は土地所有の関係から捉えようとしていること、また後述する「私」「公」に対する「共」の議論の際に不便であるため、大塚の用語を採らない。

⁽³⁰⁾ もっとも小さな形としては、趣味で知りあった同士が結婚すれば、これはアソシエーションからコミュニティへと拡大したことになる。

いる。したがって MacIver に従うならば、戦後日本の市民社会でアソシエーションにあてはまるものとして、住民運動が挙げられるだろう。

住民運動には二つのタイプ、外圧型と内生型に分けられる。前者は主として政府部門なり市場部門の行動に対する家計部門のリアクションと考えることができる。すなわち、政府の政策や事業、あるいは企業の立地などの活動に対しての反対行動であったり、誘致行動である。日常の中に非日常が生じた場合の社会的反応と言えよう。後者は外圧型とは異なり、それぞれの地域に内在する課題の解決を目指して、運動が起こるものである。外圧型とは逆に、日常の中から生じると言え、家計部門内に内在した問題解決を目指すものと言える。二分できるとはいえ、峻別できるのではない。外圧型の運動のきっかけとなった事業開始後ないし終了後、その事業を行う原因となった事象を地域の問題と捉え、その事象への改良運動を継続して行うケースも存在する。上述した共同保育運動などのように、家計部門と政府部門とのラップした分野で生じる問題もある。

いずれにせよ家計部門内において、それまで享受していた何らかの希少資源である財やサービスの不足が生じたり(たとえば児童保育など)、その資源配分への脅威が生じたときに(たとえば良好な住環境を脅かす高層建物)、その解決を目指すアソシエーションとして住民運動が発生する。運動の結果、新たな資源配分方法が生まれたり(政府が保育所を作るなど)、代替的な財が敵対部門から供給されたり(高層建物の日照損害補償など)、何らかの終結を見れば、そのアドホック・アソシエーションとしての運動体は解消される。いわば、家計部門と他の部門との間の隙間を市場なり政府部門が埋め、その部分のシャドウ・コストを負担したことになる。あるいは外部性の調整に必要な取引費用の節約のために運動体が求められる、という言い方も可能である。

ところが、たとえば高齢者福祉という問題を考えてみよう。個々の高齢者あるいは高齢者を抱える個々の家庭にとっては短期的な問題であるかもしれない。しかし、地域あるいはコミュニティとして見ると、これは継続的に発生する問題であり、アドホックな運動やアソシエーションで解決できる問題ではない。かつ家計部門が縮退し、他の部門も包摂しない、あるいは他の部門による処理では効率的ではない、図2で示した隙間的分野(ニッチ)である。となると、もし再び家計部門で

^{(31) 「}人々は、組織されないままに同時に〈群がる〉ことがある。単なる集成(aggregation)はアソシエーションではない。火事を見るためにたまたま集まった群衆の場合を考えよう。この集成は何の目的に役立つものでもない。……共同の関心は彼らを集合させるけれども、相互に結合させることも、各個人と他の誰かとの間に社会的交渉を生じさせる必要もない。群集は物理的接触であって、社会的接触ではない。アソシエーションであれば、火事が消え — あるいは警官が群集を立ち去らせても解消しない。しかし、群集が消火の志を起し、その目的のために組織をもつとしよう。この集成は直ちにアソシエーションに変わり、個々の各員相互間に社会関係が生じ、社会的目的遂行に附随する秩序が全員に及ぶものである。共有の関心が組織によって促進されることが分かるや、人々はすぐにアソシエーションをつくる。アソシエーションは、この場合は短時間に成立し — また短時間のうちに消滅し去るわけである」MacIver(1924)p.48。

解決を目指すとするなら、そのためのアソシエーションも継続的なものとなるだろう。あるいは、そういう住民運動を資金、知識、技能などの面で支援するアソシエーションによって、住民運動が長期的に運動可能にもなるだろう。そのようなアソシエーションが運動の過程で、組織として何らかの法人格(みなし法人にせよ)を意識するようになったときに、それらが今日 NPO と呼ばれる存在になる。NPO と呼ばれている運動の多くは、その運動内容が日常になっている。むしろ日常性が高まったために、事務所を開いたり専従員を置いたり、法人的な組織体に移っていくのである(33) う。

8. 「公」「私」と「共」

さて、都市型コミュニティとアソシエーションとを紹介している文脈と、田原 (1988) 的な「公」「私」の重層構造社会を重ねると、「公」「私」とは別の社会集合概念が必要になってくる。 その集合を表す日本語が「共」ではないだろうか。

大森(1982)が書くように、日本の地域社会における「公共」観念の「公け」と「共同」の契機では、一般に「共同」よりも「公け」が優先し、「官」=「役所」に吸収されてきた。都市型コミュニティ運動は、改めて行政としての「公」ではない、共同に立脚する「公共」を模索しているとも言える。村落型コミュニティでは「上位コミュニティ=公」であったものが、都市型コミュニティでは必ずしもそうではなく、むしろ都市型コミュニティは「共」を求める動きを見せていると考えられる。村落型コミュニティにおける結や講のような「共」は、ムラというはっきりした「公」コミュニティの中で、特定の目的のみを共有するアソシエーションとしての存在であった。それに対し、都市型コミュニティでは行政としての「公」ではない一般的関心を共有する「共」コミュニティを模索する。結や講のようなアソシエーションとしての「共」は今日でも読書サークルや旅行会のような形で見られ、それらの目的が特殊な関心であるうちは「公」「私」と共存している。

一般的な関心を共有する新たな都市型の「共」コミュニティを作ろうとする動きが、村落型コミュニティ意識の「公」「私」観念と相いれないとき、住民運動と行政の対立、あるいは新市街地での新旧住民の対立が発生することになる。「地域エゴ」と批判される運動が、その例である。あるいは、そのアソシエーションないし「共」の目的が外部性の大きいものであるとき、また特殊から一般的な目的を追求するようになりだすと、それは大森の記すような「共」に立脚する「公共」と

^{(32) 70}年代前後は、そのように運動が継続的性格を持つようになったときに、町内会・自治会の組織モデルが借用されるケースが多かった、とされている。参照、奥田 (1982)、p.48ff。

⁽³³⁾ 越智 (1982) は、住民運動が非日常であるうちはコミュニティにとっては傍系のできごとであるが、日常になればコミュニティに評価されてきた、と評している。越智 (1982) p.161。

⁽³⁴⁾ 大森 (1982), pp.35-7。

なっていこうとする。

村落型コミュニティの重層構造では、上位コミュニティは同時に結節機関としての役割を果たしていた。中根(1967)の言うタテ型社会をコミュニティ同士で形成していた構図である。対して都市型コミュニティではコミュニティ同士の上下関係・包含関係がないヨコ型であって、コミュニティ同士の連携はネットワーク化せざるをえない。現在のNPOの中のインターミディアリと呼ばれる組織は、このネットワーク機関であると位置づけられよう。

9. 家計組織としての NPO

時代とともに家計部門,政府部門,市場部門の守備範囲は変わる。そのとき,部門間で財やサービスの供給分配担当者の交替が起こるだろう。しかし,異部門によって取って変わることのできない・できにくい財やサービスの供給分配が存在すれば,その役割を担っていた部門が縮退したときに、何らかの補填の仕組みが求められる。

かつて家計部門の守備範囲が広かったころには財・サービス分配装置として、ムラなどのコミュニティと、その中の講や結などのアソシエーションといった組織が存在した。家計部門が縮退しコミュニティは希薄になり、新たなアソシエーション形態として住民運動が生じる。しかし住民運動によっても、政府なり市場部門による財分配の問題解決につながらず、あるいはそれらの部門に解決を求めず、その運動体自体が継続的に財分配を行うようになったときに、NPOと呼ばれる組織になる。それは、市場部門において財生産分配を行う組織として企業が存在するように、家計部門において財生産分配を行う組織として企業が存在するように、家計部門において財生産分配を行う組織として存在する。その組織が扱う財やサービスは、伝統的に、あるいは産業化以降に需要が発生しながらも家計部門が担ってきた。しかし現代の個人や個々の家庭といった単位家計、あるいはその集合体であるコミュニティでは、もはや自ら生産できなくなっており、それらの財やサービスを必要とする都度、市場から調達しようとするとシャドウ・コストが顕在化する。企業が組織化することで各種の取引費用を節約するのと同じく、NPOがある財の分配を目的とし、単位家計をネットワーク的に結ぶ緩やかな組織となることで、その財分配に係る取引費用の節約を行おうとするのである。かつて結などのアソシエーションや村落型コミュニティーがゆるやかな組織としてコストを節約していた形態の、現代版とも言えるだろう。

NPOとは何か。一言で言えば、「家計部門の縮退に伴い顕在化したシャドウ・コストを節約するための組織」である。市場空間で取引費用を節約するために企業が発生したように、コミュニティでは NPO が、そのミッションである財やサービス供給分配のためのコストを節約すべく生まれてくるのである。かつて家計部門で取引されていた非市場的な財を求める単位家計があるとしよう。その都度、直接行動して、その財の市場を探し購入しようと行動するよりも、NPOを通して分配を受けるほうが、「市場の失敗」説の論拠である非対称情報の存在も含め、コストが節約できると

期待される。そのために家計組織としての NPO が存在する。

しかし,たとえば福祉とかまちづくりといった最近 NPO に期待されている分野が,家計部門の縮退によって顕在化した隙間であるとしても,そのような分野で企業なり政府が活動することが不適切なのではない。「市場の失敗」説の始祖 Hansmann も,医療のように非対称情報が存在するような業種に営利企業と NPO とが存在した場合の NPO の優位性を説くように,企業や政府よりも NPO の方が比較優位な分野と考えるべきであろう。

そして、コミュニティの形態が変化しても、日本においてはコミュニティそれぞれが「公」であり、そのコミュニティ全体の利益につながるものであれば「公益」である。都市型コミュニティが「共」であるとしても、それは大森の語るように新たな「公共」の模索であり、そのコミュニティの共益は公益と区別しにくい。問題にされるのは、そのコミュニティの広さであって、国も一つのコミュニティと捉えれば、そのコミュニティの公益は国益である。純粋公共財の例とされる外交や国防も、国のコミュニティ益ということである。コミュニティの大きさを問うのは相対的な問題に過ぎず、公益の範囲を一つの市程度と規定しようとすることに無理があろう。

そのコミュニティの利益になるような活動を行うときにに「公益」性が生じる。対象となるコミュニティの種類、規模などによって、その「公益」は、共益に見えたり、私益と考えられたりする可能性があるのだ。

10. 営利・非営利の問題

冒頭の NPO 定義に話を戻す。以上の議論では主として、「公益」についてを軸として日本で現在「NPO」と呼ばれる存在を考えてきた。家計部門の組織として NPO を捉えたときに、公益性とは別に、NPO 定義のもう一つの判断基準である「非営利」にも立ち返る必要があるだろう。

山内(1997)など多くの定本的研究書では、アメリカでの研究成果を元に「構造的に利潤分配ができない」ことを NPO の前提としている。しかし日本においては法人制度上の制約もあり、これまで家計組織が取りうる法人格は株式会社・有限会社という営利企業であったり、配当が行える協同組合であった。やむをえずそれらの法人格を取った組織には、定款ないし申し合わせで利潤分配

⁽³⁵⁾ Hansmann (1980).

⁽³⁶⁾ 本論は、財供給形態としてのコミュニティの変容と NPO との関係に触れるのが目的であるが、別の角度からのアプローチ、NPO の存在理由について担うべき財の種類からの議論として、塩澤 (1996) がある。公共財の非競合性と非排除性に加え、地域性、専門性、大規模性、長期性を持つような財を「公益財」と定義し、その公益財の担い手として NPO の存在理由を求めている。参照、塩澤 (1996) p.314-5。本論では、財の種類からの議論には立ち入らないが、地域性・大規模性とコミュニティ、専門性とアソシエーション、長期性と「住民運動から組織化」という対応関係を想定すれば、家計組織としての NPO が担うべき財として「公益財」としても、矛盾するものではない。

を行わないことを決めているところもある。また協同組合の場合は配当に制限があるし、たとえば 生活協同組合への参加者は配当を期待して参加することはないし、配当自体も些少な額である。

一方で利潤分配禁止のはずのアメリカの NPO では、従業員の社宅や通勤用自動車などに贅沢を行うという、過大なフリンジベネフィットを支給することで利潤を費やす、「NPO の失敗」という事態も観察されている。

彼我を較べて、出資者への配当は許されないが、従業員への給付は許されるとするのは、いささか苦しい説明である。なぜなら多くの家計組織では出資者と従業員とが重なっていることが多いからである。たとえば出資者=従業員であるワーカーズ・コレクティブの場合は、給与と配当との区別が曖昧になり、さらに事態を混乱させる。

日本でも NPO 法の成立により,アメリカ式の構造的に利潤分配ができない NPO も誕生するだろう。しかし一方で,過去に幾多の実績を重ねてきた,形式的には利潤分配可能な家計組織である,協同組合や営利企業格の組織も公益活動面では無視できない。してみると,図1の説明での「民間非営利セクター」は,公益活動が主であって利潤分配を目的としていない,いわば Non-Profit Oriented な組織によって担われる領域と言えるだろう。そこには当然,NPO 法で誕生するであろうアメリカ式 NPO 以外の家計組織も含まれる。

本論で語ってきたような、コミュニティ益を求める「家計組織」というのは、実のところ、冒頭で紹介したフランスの社会的経済にも近しい。ヨーロッパでは、このフランス式の社会的経済をEU全体で認知するかどうかが議論になっているという。議論になっているということはすなわち、一致した法人制度にはなっていないのが現状である。一方の日本では既に NPO という言葉・存在が定着しつつあるから、NPO を見据えた議論が求められる。その意味では、構造的に利潤分配できない Non-Profit Organization を含めて、セクターとしては Non-Profit Oriented なものまで含めて見据えた議論が必要がだろう。

(経済学研究科博士課程)

参考文献

跡田直澄(1993)「非営利セクターの活動と制度」本間正明編『フィランソロピーの社会経済学』東洋経済新報社。

阿部 斉&新藤宗幸(1997)『概説日本の地方自治』東京大学出版会。

網野善彦(1987)『増補 無縁・公界・楽 日本中世の自由と平和』平凡社。

網野善彦(1996)『日本中世都市の社会』筑摩書房。

⁽³⁷⁾ 富沢賢治の教示による。

雨宮昭一(1993)「総力戦体制と国民再組織―町内会の位置づけを中心として」坂野潤治他編『シリーズ 日本現代史 構造と変動3 現代社会への転形』岩波書店、pp.354-392。

Arendt, H. (1958) The Human Condition, 志水速雄訳『人間の条件』筑摩書房。

今田 忠 (1993)「非営利セクター確立のための制度改革」本間正明編『フィランソロピーの社会経済 学』東洋経済新報社。

岩崎信彦(1989)「「住縁アソシエーション」としての町内会」矢澤修次郎他編『地域と自治体第17集 特集 都市社会運動の可能性』自治体研究社。

岩崎信彦他編(1989)『町内会の研究』お茶の水書房。

岩本由輝&國方敬司編(1997)『家と共同体 日欧比較の視点から』法政大学出版局。

Illich, I. (1981) Shadow Work, 玉野井&栗原訳『シャドウ・ワーク 生活のあり方を問う』岩波書店。 上野千鶴子 (1990)『家父長制と資本制』岩波書店。

後 房雄 (1989)「公的保障と集団的自助のダイナミズム―保育所づくり運動の展開を手がかりとして ―」日本政治学会編『転換期の福祉国家と政治学』岩波書店, pp.87-106。

大石嘉一郎&西田美昭編著 (1991) 『近代日本の行政村 長野県埴科郡五加村の研究』日本経済評論社。 大塚久雄 (1969) 『共同体の基礎理論』岩波書店。

大森 彌 (1982)「現代に甦るコミュニティ」奥田他共著編『コミュニティの社会設計 新しい《まちづくり》の思想』有斐閣,pp.1-40。

奥田道大(1982)「コミュニティ生活の創造」奥田他共著編『コミュニティの社会設計 新しい《まちづくり》の思想』有斐閣,pp.41-134。

奥田道大(1993)『都市型社会のコミュニティ』勁草書房。

越智 昇 (1982)「コミュニティ経験の思想化」奥田他共著編『コミュニティの社会設計 新しい《まちづくり》の思想』有斐閣, pp.135-178。

加藤哲郎(1994)「戦後の国際的枠組みの確立と崩壊 冷戦体制と日米安保のエルゴロジー」坂野潤治他編『シリーズ日本現代史 構造と変動4 戦後改革と現代社会の形成』岩波書店, pp.371-408。

金子&松岡&下河辺他(1998)『ボランタリー経済の誕生』実業之日本社。

慶應義塾編(1983)『復刻『増訂華英通語』上下二冊』慶應義塾。

Coase, R. (1988) The Firm, the Market, and the Law, 宮沢健一他訳『企業・市場・法』東洋経済新報社。

坂野潤治 (1993)「総論」坂野潤治他編『シリーズ日本現代史 構造と変動 2 資本主義と「自由主義」』 岩波書店, pp.2-31。

Salomon & Anheier (1994) The Emerging Sector, 今田 忠監訳『台頭する非営利セクター 12カ国の規模・構成・制度・資金源の現状と展望』ダイヤモンド社。

三戸 公(1994)『家としての日本社会』有斐閣。

James & Rose-Ackerman (1986) The Nonprofit Enterprise in Market Economy, 田中敬文訳『非営利団体の経済分析 学校,病院,美術館,フィランソロピー』多賀出版。

塩澤修平(1996)『経済学・入門』有斐閣。

総合研究開発機構(1994)『NIRA 研究報告書―市民公益活動基盤整備に関する調査研究』総合研究開発機構。

田原嗣郎(1988)「日本の「公・私」(上・下)」『文学』岩波書店,9-10。

東條由紀彦(1993)「「キカイ」の出現と生活社会」坂野潤治他編『シリーズ日本現代史 構造と変動 2 資本主義と「自由主義」」岩波書店, pp.299-338。

内閣総理大臣官房管理室監修(1984)『公益法人の設立・運営・監督の手引』(財)公益法人協会。

内閣総理大臣官房管理室監修(1996)『公益法人の設立・運営・監督の手引 4 訂版』(財)公益法人協会。

中村吉治(1977)『日本の村落共同体』ジャパン・パブリッシャーズ。

中村吉治(1978)『家の歴史』農山漁村文化協会。

- 中根千枝(1967)『タテ社会の人間関係 単一社会の理論』 講談社現代新書。
- 似田貝香門(1989)「都市政策と「公共性」をめぐる住民諸活動」矢澤修次郎他編『地域と自治体第17集 特集 都市社会運動の可能性』自治体研究社、pp.67-98。
- 長谷部弘 (1997) 「日本における農村共同体の解体過程 幕藩体制社会における農村社会の構造と動態」 岩本&國方編編『家と共同体 日欧比較の視点から』法政大学出版局、pp.130-150。
- Habermas, J. (1990) Strukturwandel der Öffentlichkeit—Untersuchungen zu einer Kategorie der bürgerlichen Gesellschaft, 細谷&山田訳『公共性の構造転換 市民社会の一カテゴリーについての 探求』未来社。
- 林 宥一(1993)「階級の成立と地域社会 労働・農民運動組織化とその影響」坂野潤治他編『シリーズ 日本現代史 構造と変動 3 現代社会への転形』岩波書店、pp.25-64。
- 林雄二郎(1997)「序にかえて 日本人の原価値観とフィランソロピー」林雄二郎編『新しい社会セクターの可能性 NPO と労働組合』第一書林。
- Hansmann, H. (1980) "The Role of Non-Profit Enterprise," Yale Law Journal 89:5, pp.835-901.
- 細田衛士(1996)「環境保全における民間非営利団体の役割」細田&寺出編『持続可能性の経済学ー循環型社会をめざして一』慶應義塾大学出版会, pp.25-49。
- Polanyi, K. (1957) The Great Transformation—the Political and Economic Origins of Our Time, 吉 沢英成他訳『大転換』東洋経済新報社。
- MacIver, R. (1924) Community, 3rd Ed., 中&松本監訳『コミュニティ』ミネルヴァ書房。
- 宮島 洋(1994)「社会保障の将来構想」貝塚啓明・金本良嗣編『日本の財政システム 制度設計の構想』 東京大学出版会、pp.75-108。
- 宮島 洋(1997)「行財政改革と日本経済」、日本経済新聞、1997年5月5日~。
- 宮本又郎(1994)「フィランソロピーの歴史」大阪大学経済学部編『フィランソロピー講義 1993/94』 大阪大学経済学部、pp.17-35。
- 山内直人(1997)『ノンプロフィット・エコノミー』日本評論社。
- 山田太門 (1993)「公益活動の基礎理論」島田晴雄編『開花するフィランソロピー 日本企業の真価を問う』 TBS ブリタニカ, pp.332-341。
- London, N. (1990) *Japanese Corporate Philanthropy*, 平山眞一訳『日本企業のフィランソロピー アメリカ人が見た日本の社会貢献』TBS ブリタニカ。